

65歳から74歳で一定の障がいがある方は 後期高齢者医療制度に加入できます(障害認定)

後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の方および65歳～74歳で一定の障がいについて認定を受けた方です。この障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、後期高齢者医療保険料を納付し、給付を受けることができます(現在加入している医療保険(国民健康保険、社会保険等)から脱退する手続きが必要になります)。65歳～74歳の下記の障害認定の基準を満たす方で、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、保険課(1階5番窓口)で申請をしてください。

▶障害認定の基準

次のいずれかの手帳または年金の受給権を取得している方が対象となります。

- 身体障害者手帳 1・2・3級
- 身体障害者手帳4級のうち、音声機能または言語機能の障がいがあるとき
- 身体障害者手帳4級のうち、次の下肢障がいに該当するとき
 - ・1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - ・3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)
 - ・4号(1下肢の機能の著しい障害)

- 療育手帳 A・A ○精神障害者保健福祉手帳 1・2級 ○障害年金 1・2級

▶申請に必要なもの

- 障害認定の基準を満たすことが確認できる手帳または年金証書等
- 障害認定される方のマイナンバーが確認できるもの
- 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

消費生活センター

気づきと見守りが高齢者の消費トラブルを防ぐ

～長寿時代のリスク管理～

高齢者の消費トラブルが年々増加しています。「健康」「お金」「孤独」という高齢者の3つの不安をねらったトラブルや被害が多くみられます。家族や周囲の人の協力で被害を防ぐことができるよう“気づき”と“見守り”のためのチェックポイントをお伝えします。

事例

◆高齢の母宛てに、たくさんの健康食品が届いていた。見本を送ってもらったことがきっかけとなり、電話勧誘を受け、代引きでお金を支払ったようだ。

▲ “気づき”と“見守り”のためのチェックポイント

居室・居室のようす

- 玄関先に契約書・請求書などの書面や、宅配の不在通知などがある
- 大量の健康食品・新品のふとんなど、同じような商品がある
- 屋根や外壁、電話機周辺などに工事の形跡がある
- コンビニなどでプリペイドカードを大量に購入した形跡がある
- 不審な事業者が出入りしている形跡がある

高齢者本人の言動や態度など

- 知人や親せき以外の人から頻繁に電話がかかってくる
- 生活費が不足するなど、お金の困っている様子が見受けられる
- 預金通帳などに不審な出金の記録がある

チェックポイントにひとつでも当てはまったら、トラブルや被害にあっている可能性がありますので、消費生活センターなどへ相談しましょう。消費生活センターは、高齢者本人からだけでなく、家族からも相談することができます。


困ったときは早めに消費生活センターへ

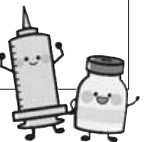
【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690 (直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)
消費者ホットライン ☎188(局番なし) 午前9時～午後4時



インフルエンザ予防接種のお知らせ

小児・高齢者のインフルエンザ予防接種の費用を一部助成します。希望する方は助成期間内に予防接種を受けましょう。

	小児(任意接種)	高齢者(定期接種)
助成期間	10月1日(日)～令和6年1月31日(水)	
対象となる方	茨城町に住民登録があり、助成期間内に1歳以上 中学3年生まで 	茨城町に住民登録があり、接種日に ①65歳以上の方 ※昭和33年10月1日以降に生まれた方は、65歳の誕生日の前日から接種できます。 ②60歳から65歳未満で特定の障害のある方 身体障害者手帳(内部機能障害)1級に相当する方
助成額及び回数	1回につき1,000円を助成(2回まで) ※実施医療機関に1,000円を差し引いた額をお支払いください。 生活保護世帯または町民税非課税世帯の方は、実施医療機関へ証明書類を提出することで、無料で接種ができます。	2,000円を助成(1回限り) ※実施医療機関に2,000円を差し引いた額をお支払いください。
受け方	①町内又は水戸市内にある医療機関(予診票に同封している医療機関一覧を参考にしてください)へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ本人確認書類・予診票・母子健康手帳をご持参ください。	①県内の医療機関(茨城県医師会協力医療機関)へ予約をとります。 ②接種日に医療機関へ予診票・被保険者証をご持参ください。
予診票について	対象の方には9月中に予診票を郵送します。 下記に該当する方で予防接種を希望される方は、健康増進課までご連絡ください。 ①予診票を紛失された方 ②9月以降に転入された方 ③昭和34年1月生まれの方	



令和5年度 介護保険料額決定通知兼特別徴収額通知書が 生活保護世帯・町民税非課税世帯の証明書類として利用できるようになりました。

生活保護世帯・町民税非課税世帯の方は、下記のいずれかの書類1点を接種時に実施医療機関へ提出することにより、無料でインフルエンザ予防接種ができます。

証明書類	備考
1 令和5年度 介護保険料額決定通知兼 特別徴収額通知書の写し	・令和5年度発行の最新のもの ・ 所得段階が第1～3段階の記載があるもの ※ 紛失した場合は再発行できません。 該当でない方、紛失した方は2～5の書類をご利用ください。
2 生活保護受給者証の写し	有効期限内のもの
3 生活保護受給証明書(原本)	令和5年度発行の最新のもの
4 町民税非課税証明書(原本)	世帯全員分が必要
5 個人負担免除券(原本)	健康増進課で申請が必要 (詳細は予診票に同封している通知またはホームページをご確認ください)

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 保健センター